

呈示期間経過後の支払呈示の場所

近藤 弘 二

一 呈示期間経過後の支払呈示の場所はどこか。呈示期間経過後手形債務の履行を求めべき場所は、手形に記載された支払場所であるかそれとも債務者の営業所または住所であるか。

為替手形の所持人が満期に手形の支払呈示をしようとしたところ、二つの銀行を介して手形が支払場所に呈示されたのは、呈示期間が経過した後であった。支払を拒絶された所持人は、引受人を相手に手形金請求の訴えを起すとともに、支払場所に呈示した日の翌日からの遅延損害金の支払を求めた。原審が請求認容の判決をしたのに対し引受人が上告し、次のように主張した。

支払場所の記載は呈示期間内の支払についてのみ意味があるにとどまり、手形をその支払呈示期間経過後に支払のため支払場所に呈示してもかかる無効な呈示によって上告人の手形金債務が遅滞に陥るはずはない。思うに本件遅延損害金の請求は手形上の請求にあらずして純然たる商事上の債務不履行による損害賠償の請求であるから商法第五一六条第二項、同法第五一七条および第五一四条にもとづき上告人の現時の営業所（住所）においてなすべきものであ

る。依つて被告人のなした本件手形の支払呈示の翌日より完済に至るまでの商事法定利率たる年六分の割合による遅延損害金の請求は失当でありこれを認容した原判決は違法である。

最高裁判所は大法廷を開いて審理し、遅延損害金請求のうち支払場所に呈示した日の翌日から支払命令送達の日までの部分について、原判決を破棄し、請求を棄却した。¹判決は、反対意見を述べる四人の裁判官を除く九人の裁判官の全員一致でなされた。

二 判旨は次のように言う。支払場所の記載はその手形の支払呈示期間内の支払についてののみ効力を有するのであって、支払呈示期間経過後は支払場所の記載のある手形も、本則に立ちかえり、支払地内における手形の主たる債務者の営業所または住所において支払わるべきであり、したがつて支払の呈示もその場所で手形の主たる債務者に対してなすことを要し、支払場所に呈示しても適法な支払の呈示とは認められず、手形債務者を遅滞に付する効力を有しないものと解しなければならない。

これに対し、奥野裁判官はその反対意見を次のように述べる。手形の振出人または支払人が、手形法の規定に従い、手形に支払場所を記載することは、手形債務者の便宜のためでもあるとしても、他面所持人に対して手形債務の一の履行条件を約束するものであるから、所持人の利益のためでもある。従つて、一旦定められた支払場所が、当事者の意思にかかわりなく、当然に変更するいわれはなく、手形債務の存続する限り、手形債務者はこれに拘束されるべきこととは、手形が文言証券である以上当然である。そして、支払場所の記載が、支払呈示期間経過後は、その効力を失うという法律上の明文は全然ないのである。手形所持人は、手形の主たる債務者に対して呈示期間内に支払のための呈示をしなければならぬ法律上の義務はないのであつて、呈示期間を徒過しても、単に遡求権を喪失するに止まり、主たる債務者に対しては呈示期間経過後も、手形文言に従い支払請求をなし得ることはいうをまたないところであ

る。

三 支払場所の記載は呈示期間内の支払についてのみ意味があるにとどまるといわれる鈴木竹雄博士は、満期後の支払のところで次のように説かれる。「振出人は、遡求権保全手続がとられたと否とを問わず、支払呈示期間経過後も時効にかかるまでは（手形法七七条一項八号・七〇条一項）、責任を負担する。(1)この場合の請求ももちろん手形を呈示してなすことを要するが、請求の場所は振出人の営業所・住所であつて支払地や第三者方払の記載は支払呈示期間内の支払につき意味を有するに止まり、この場合には意味がない。(2)支払呈示期間内に支払呈示があつたのに支払わなかつたときは、振出人は償還金額と同額の責任を負担し（三〇一頁註三）、従つて満期以後の利息の支払を要するが、しからざる限り、手形を呈示して支払を求められたときから遅滞に陥る。」

つまり、手形に第三者方すなわち支払場所が記載されたときは、呈示期間内の支払について定める手形法上の効果を生ずるためには、そこへの呈示がされなければならないという限度で意味があるのであり、それ以外の場合には手形法上何の意味ももたないというのである。ちなみに、この適法な支払呈示による効果は遅滞の有無にかかわらず認められる。適法な支払呈示によつて生じた債務者の責任を果たせるためには、手形を債務者の営業所または住所に呈示しなければならぬ。

呈示期間経過後債務者を遅滞に陥れるには、手形を債務者の営業所または住所に呈示して支払を求めなければならぬ。これは履行遅滞に関する一般原則によるものである。債務の履行について確定期限があるときは、債務者はその期限の到来した時から遅滞の責任を負うのが原則であるが（民法四二二条一項）、手形のような指図債権の債務者は、その履行について期限の定めがあるときでも、その期限の到来した後所持人がその証券を呈示して履行を請求したときから遅滞の責任を負う（商法五一七条）。また、指図債権の弁済は、債務者の現時の営業所、もし営業所がないとき

はその住所でしなければならない（商法五一六条二項）。

四 ドイツでも同様に扱われているようである。簡約注釈書に、第三者の住所における支払呈示と拒絶は満期においてのみその効果を生ずるとあり、また、適時の支払呈示がなかったときは、所持人の引受人に対する債権は呈示がなくても期限は到来しているが遅滞は生じていない、引受人は呈示により遅滞に陥るとあり、続けて、手形訴訟の提起が呈示の効果をもつためには、手形の写しでなく原本が添付されていなくてはならないとあるのを見ると、期間経過後の手形債務については履行遅滞に関する基本原則によって処理されているものと思われる^③。

五 最高裁判所の裁判官は、呈示期間経過後も支払場所の記載は効力をもつか否かで意見が分かれた。しかし、問題は、呈示期間経過後の支払場所への呈示に主たる債務者を遅滞に陥らせる効力があるか否かではなく、期間経過後債務者を遅滞に陥らせるにはどこに支払呈示しなければならないかである。判旨も反対意見も、それぞれ、何故呈示期間経過後本則に立ちかえるのか、何故呈示期間経過後支払場所への呈示に付遅滞の効力が認められるのか、理論的な根拠を示していない。支払場所の記載の効力だけではないことはいまさらなのである。

六 反対意見の判旨に対する批判は、判旨が支払場所の記載呈示期間内の支払についてのみ効力があるとしたことによる。前記のように、発生したあるいは負担する責任を果たすべき場所は常に債務者の営業所または住所であるのであるから、その批判は判旨に対する限りのものである。例えば満期前の遡求のための呈示（手形法四四四条五項）はどこにすればよいのかという疑問も、支払場所の記載は呈示期間内の支払についてのみ効力を有するとする判旨に対するものであって、手形債務の履行遅滞に関する一般原則によれば、この場合の呈示は引受人の営業所または住所にされるべきであり（手形法四三条二号参照^④）、支払場所の記載は何の関係もないことになる。

七 本稿は御室教授の所説に触発されて考えた結果である。教授は、「支払呈示期間経過後には、手形債務者の現時の

営業所・住所において呈示できるほか、とくに手形債務者の反対の意思が明白になされないかぎり、手形上に記載された「支払場所」にも呈示でき、その呈示による支払の請求はもちろんでき、もしも支払が拒絶されれば、それにて手形債務者を遅滞に陥れることができる」とする見解に同調する、と言われる。⁽⁵⁾ 債務者の現時の営業所・住所において呈示できるとされる点に通底するものを感じる。

八 民事法研究会で院生から退職後も出席して意見を開陳するようにいわれ、応諾しながら、それを果たすことなく今日に至った。本稿が少しでもそれに替わるものとして役立つことがあれば幸いである。

(注)

- (1) 最高裁昭和四二年一月八日判決民集二一卷九号二三〇〇頁
- (2) 鈴木竹雄(前田 庸補訂)、「新版」手形法・小切手法三一四頁
- (3) Vgl. Baumbach/Hefemehl, Wechselgesetz und Scheckgesetz 17 Aufl. Art. 4 WFG Rdn. 1 und Art. 38 WFG Rdn. 3, 4
- (4) 最高裁昭和五七年一月二五日判決判時一〇六五号一八二頁参照。
- (5) 御室 龍「支払呈示期間経過後における手形の呈示場所について」札幌学院法学二〇巻二号一七頁、四二頁